

令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和元年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和元年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約に係る事項

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に係る契約並びに⑦産業廃棄物の処理に係る契約について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

①電気の供給を受ける契約

契約期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
予定使用電力量	18, 458, 370 kWh
契約方式	随意契約
事業者名	北陸電力

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約では、普通乗用車1台の購入並びに普通乗合自動車1台の賃貸借を行った。うち普通乗用車1台の購入については、本学規程により入札に付する契約に該当しない少額調達であったため、購入価格及び環境性能を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）による契約の実施を行わなかった。また、うち普通乗合自動車1台の賃貸借については、価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

なお、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に係る契約並びに⑦産業廃棄物の処理に係る契約については該当する案件がなかった。